

原産国表示に関する事例と考え方

1. はじめに

ペットフードにおける原産国表示について、平成 26 年 2 月 24 日付けで、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、及び環境省自然環境局総務課長連名で「販売用愛玩動物用飼料の原産国表示について」が発出されました。

また、原産国表示については、「ペットフードの表示に関する公正競争規約」においても義務付けられており、当協議会においても、以前から消費者の誤解を招かない表示にすることを念頭に運用してきました。

今般発出された通知及び当協議会における従来からの運用を踏まえ、「ペットフードの表示の基準に関する Q&A」に掲出されていないが参考となる事例について、原産国表示の考え方及び事例を以下にまとめました。

なお、「原産国表示に関する事例と考え方」は、今後、必要に応じて見直すことがあります。

2. ペットフードのタイプ毎の最終加工工程

ペットフードにおいては、ペットフードをタイプ別に分類し、以下の加工工程を行なった場所を原産国として表示することとしております。

ペットフードのタイプ	原産国として表示する最終加工工程
(1) ドライ及びソフトドライタイプ	押し出し成型工程(エクストルーダー)
(2) ウェットタイプ	レトルト殺菌工程
(3) 練り加工タイプ	練り成型後の加熱工程
(4) 焼き菓子・パンタイプ	焼成工程
(5) 素材乾燥タイプ	実質的な変更をもたらす最後の工程
(6) 複数製品組合せタイプ	複数の製品の組合せにより新たな1つの製品の形態にする工程

3. 原産国表示に関する事例と考え方

ペットフードの タイプ	番 号	事 例	原 産 国 表 示 の 考 え 方	
			原 産 国	理 由
(2)ウェットタイプ	(2)-1	A国で内容物を調製後冷凍で輸入し、日本で解凍後レトルト殺菌した製品	日本	ウェットタイプのレトルト殺菌加工は最終加工工程に該当する。
(3)練り加工タイプ	(3)-1	A国で成型まで行ったものを冷凍状態で輸入し、日本で加熱加工した製品	日本	生原料から練り加工タイプの製品となる加熱加工は最終加工工程に該当する。
(5)素材乾燥タイプ	(5)-1	A国産の素材乾燥タイプの製品を、水分のばらつきを調整するため再乾燥した製品	A国	水分調整の為の再乾燥は、製品に実質的な変更をもたらさないことから最終加工工程に該当しない。
	(5)-2	A国産のささみジャーキーに、日本でフレーバーをまぶした製品	A国	フレーバーをまぶす行為は単なる混合又は組合せにすぎず、最終加工工程に該当しない。
	(5)-3	A国産の魚をカットし、冷凍した状態で輸入し、日本で乾燥のみ行った製品(味付けなしの素干し製品)	日本	製品を特徴付ける乾燥工程は最終加工工程に該当する。
(6)複数製品組合せタイプ	(6)-1	A国産の乾燥ささみにB国産の干し芋を日本で巻き付けて成型した製品	日本	複数の製品の組合せにより新たな1つの製品の形態になっているものは、実質的な変更をもたらされるとみなすため最終加工工程に該当する。
	(6)-2	A国産の牛皮にB国産のチーズを日本で加圧して貼り合わせた製品	日本	複数の製品の組合せにより新たな1つの製品の形態になっているものは、実質的な変更をもたらされるとみなすため最終加工工程に該当する。
	(6)-3	A国産のパンに、B国産の素材乾燥タイプの製品を日本ではさんで成型した製品	日本	複数の製品の組合せにより新たな1つの製品の形態になっているものは、実質的な変更をもたらされるとみなすため最終加工工程に該当する。

ペットフードの タイプ	番号	事例	原産国表示の考え方	
			原産国	理由
(7)ふりかけタイプ	(7)-1	A国産のささみジャーキーを日本で粉砕してふりかけにした製品	A国	単なる切断にすぎず、最終加工工程に該当しない。
	(7)-2	A国産のささみジャーキーを日本で粉砕したものとB国産のほうれん草パウダーを日本で混合してふりかけにした製品	A国・B国	単に切断したものを混合したにすぎず、新たな形状の1つの製品にする行為とまではいえないため日本における粉砕・混合は最終加工工程に該当しない。
(8)飲料タイプ	(8)-1	A国産の粉乳を、日本で水に溶かして加熱殺菌後、充填した製品	日本	日本で水に溶かし加熱殺菌する行為は、実質的な変更とみなすため最終加工工程に該当する。
(9)その他	(9)-1	A国産の牛皮でできた板ガムを輸入し、日本でねじり棒にした製品	A国	製品の内容に実質的な変更がないことから、日本で行う加工は最終加工工程に該当しない。
	(9)-2	A国産の牛皮でできた棒ガムを輸入し、日本でB国産の解凍鶏肉を巻き、加熱殺菌をした製品	日本	製品に新たな原料を加えて1つの製品に再加工したもので、この場合は加熱殺菌工程が最終加工工程に該当する。
	(9)-3	A国でボイル加工した肉を、日本において実質的な変更をもたらす燻煙方法で燻煙加工した製品	日本	実質的な変更をもたらす燻煙加工は最終加工工程に該当する。
	(9)-4	A国でボイル加工した肉を、B国で実質的な変更をもたらす燻液処理を施し、日本でスライスした製品	B国	実質的な変更をもたらす燻液処理が最終加工工程であり、スライスは単なる切断にすぎないため最終加工工程に該当しない。
	(9)-5	A国、B国からの粉末原料を日本で混合、打錠(非加熱で圧力のみにより錠剤に成型)した製品	日本	複数の原料を混合し、新たな形状の1つの製品にする行為は、実質的な変更をもたらすため最終加工工程に該当する。

4. 注意事項

(a) 上記の事例に該当する場合であっても、著しく優良又は有利であると誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものについては、不当表示となる場合がありますので、ご留意下さい。

(b) 以上の事例に該当しない加工工程を伴う製品については、最終加工工程を判断するために、別添の「原産国表示に関する確認依頼書」をご用意の上、以下の問合せ先に事前にお問合せ・ご確認下さい。

① ペットフード公正取引協議会の会員社の場合

ペットフード公正取引協議会 事務局までメールにてお問合せ下さい。農林水産省消費・安全局の畜水産安全管理課(愛玩動物用飼料対策班)と協議の上、回答いたします。同省との協議に際しては、加工工程に関する詳細な資料が必要となりますので、電話でのお問合せはご遠慮下さい。

メール・アドレス info@pffta.org

② ペットフード公正取引協議会の非会員社の場合

農林水産省消費・安全局の畜水産安全管理課(愛玩動物用飼料対策班)まで電話にてお問合せ下さい。

電話番号 03-3502-8111(内線4546)

平成 26 年 6 月 ペットフード公正取引協議会 作成